

令和3年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における令和2年度の工事・建設コンサルタント契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会を、令和3年10月28日に開催し、審査を受けた。また、本省及び地方支分部局における令和2年度の物品・役務等契約案件について、外部委員により構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会を令和3年11月19日に開催し、審査を受けた。

(2) 電力調達、ガス調達の改善

・支払事務の効率化

本省については、電気料金3件について、地方支分部局等については電気料金12件及びガス料金5件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討

地方支分部局等について、随意契約を行っていた高压契約3施設において一般競争入札による調達を実施したところ、単価ベースで27.85円から24.87円に下がり、また、従来少額随契として長期継続契約を行っていた5施設においてリバースオークションによる契約相手方の決定を行ったところ、単価ベースで31.94円から28.98円に下がった。

2. 重点的な取組

(1) 一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

令和3年4月1日以降に契約を行った案件のうち、前年度に「契約金額が1,000万円以上」「一者応札」「落札率が極端な高さ(95%以上)」であった案件(仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む)について、本省については95件、地方支分部局等については38件、合計133件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認した。その結果8件について複数者応札(競争性)の確保を実現した。そのうち、公告期間や早期発注等、十分な準備帰化の確保によるものが4件、仕様の明確化によるものが2件、その他(ヒアリング等)によるものが2件であった。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

環境省会計担当等で組織された契約委員会にて、担当部局が行う契約前自己チェックの結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された22件について、公告前の事前審査を行った。

3. その他の取組

(1) クレジットカード決済の活用

本省については、水道料金(1件)及び一部消耗品の購入(4件)、地方支分部局

等については、水道料金（24件）、電話料金（24件）、放送受信料金（1件）、Wi-Fi使用料（1件）及び一部消耗品の購入（1件）について、小切手等により支払手続きを行う必要があったものをクレジットカード決済による支払にしたことで、事務の効率化が図られた。

（2）公告期間等の改善

令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが全省で34件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約37.9%（約33,547万円）削減^{（注）}された。

（3）競争参加資格要件の緩和

令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で12件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約47.4%（約29,487万円）削減^{（注）}された。

（4）事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で11件、地方支分部局等で9件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約48.9%（約34,067万円）削減^{（注）}された。

（5）提案書等の分量の適正化

令和3年度、該当なし

（6）仕様の明確化

令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で7件、地方支分部局等で3件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して契約額が約19.7%（約4,095万円）削減^{（注）}された。

（7）報告書等の積極的な開示

令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で12件、地方支分部局等で4件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約53%（約28,744万円）削減^{（注）}された。

（注）本年度契約額と昨年度契約額との差額（業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出）

重点的な取組、共通的な取組		令和3年度の調達改善計画										令和3年度環境省調達改善計画年度末自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント				
							目標達成予定時期	定量的					定性的								
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」落札率が極端な高さ95%以上)であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む)について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</p> <p>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)に掲載されている入札説明書等を入手したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部局の会計担当において今後の改善策を検討する。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29 (一部H31年度)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。</p> <p>・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。</p>	R4年3月まで	A	H29 (一部H31年度)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」落札率が極端な高さ95%以上)であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む)について、業務担当者による契約前自己チェックを行った。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 令和3年度に契約を行った案件のうち、契約前自己チェックの結果、本省については15件、地方支分部局等については3件参加者確認公募を実施することの妥当性を確認し、実施した。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 入札不参加者に対するアンケート調査について実施したものの、早期実施及び個別の契約について対応した調査には至らなかったため、次年度以降の課題とし、四半期毎もしくは契約締結後の都度実施とするよう検討したい。</p> <p>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)に掲載されている入札説明書等を入手したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部局の会計担当において今後の改善策を検討する。</p>	B	<p>定量的</p> <p>定性的</p>	随時	<p>・アンケート調査の分析及び公表 早期実施及び個別の契約について対応した調査には至らなかったため、次年度以降の課題とし、四半期毎もしくは契約締結後の都度実施とするよう検討したい。</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの導入 引き続き効果や問題点について分析を行いながら取組を実施するとともに、契約前自己チェックシートの項目の見直しを行う。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 引き続き効果や課題の分析を行いながら取組を実施する。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策として、アンケートの対象、現行の「入札・企画競争説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者」から「入札・企画競争への参加が期待できた事業者」に広げる(政府電子調達システム(GEPS)の積極的活用を行う)。調査にあたっては個別の契約案件の要因分析に資するように実施の時期を四半期毎もしくは契約締結後の都度実施とするよう検討したい。</p>					
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された審査委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果について審査委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</p>		A	H30 (一部H31年度)	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会にて得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析等することで、より成果を伴う調達改善の方法を検討する。</p>	R4年3月まで	A	H30 (一部H31年度)	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。))について、外部委員により構成される入札監視委員会を、令和3年10月28日に開催し、令和2年度における工事等の契約(303件:278,142,453万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された3件について審査を受けた。</p> <p>また、物品・役務等契約案件について、外部委員により構成される物品・役務等に係る契約適正化監視委員会を令和3年11月19日に開催し、令和2年度における物品・役務等の契約(2,109件:1,126億円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された8件について審査を受けた。</p> <p>また、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有した。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内へ共有した。</p>	B	<p>定量的</p> <p>定性的</p>	R3.10~	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</p> <p>また、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有することで、会計事務担当者に対して一者応札の課題・改善事例等の共有が図られた。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果及び要因分析について省内へ共有することにより、改善事例や共通の課題等の共有が図られた。なお、自己チェック項目の見直しや、改善策を講じて一者応札となった要因分析の方法については引き続き検討を進めて参りたい。</p>	外部有識者委員会のご意見を適切に反映していく。					
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された審査委員会において事後検証いただく。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	<p>一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。</p>	R4年3月まで	A	H29	<p>本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。))について、外部委員により構成される入札監視委員会を、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ書面により開催し、令和2年度における工事等の契約(303件:278,142,453万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された3件について審査を受けた。</p>	A	<p>定量的</p> <p>定性的</p>	R3.7~	<p>審査内容を次期計画に反映することにより、引き続き契約手続きの透明性及び公正性の向上を図る。</p>						
○		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R4年3月まで	B	H30	<p>本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、10か所の地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を確認するとともに、本省で得られた成果を共有・展開した。</p>	C	<p>定量的</p> <p>定性的</p>	随時	<p>随時</p>	<p>随時</p>					
○		電力調達、ガス調達の改善	<p>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 電力・ガス小売り全面自由化を踏まえ、予定価格が少額などの理由により入札に付かない場合において市場価格を考慮した予定価格を設定するとともに、一般競争とする調達についても、一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめるなど一括調達の取組等を通じたコストの削減を検討する。また、競争性確保やコスト抑制に留意しつつ、再生可能エネルギー電力の調達を行う。</p>		A	H30 (一部H29)	<p>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 一括調達の取組等を通じたコスト削減及び再生可能エネルギー電力の調達を行う。</p>	R4年3月まで	A	H30 (一部H29)	<p>(本省) 3件の電気料金について、クレジットカード決済による支払を引き続き実施した。</p> <p>(地方支分部局等) 12件の電気料金、5件のガス料金について、クレジットカード決済による支払を引き続き実施するとともに、少額のため随意契約を行っていた電気の調達について株式会社エナジーバンクが運用する電力オークションサービスを活用して調達を行った。</p>	A	<p>定量的</p> <p>定性的</p>	随時	<p>引き続き取組を実施する。</p>						

令和3年度の調達改善計画

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	○	(本省) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金及びインターネットで販売されている一部消耗品の購入について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。 (地方支分部局等) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金、電話料金、放送受信料金及びWi-Fi使用料並びにインターネットで販売されている一部消耗品の購入について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。	-
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	-	-	-
公告期間等の徹底	継続	○	(本省) 令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが全省で34件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約37.9%(約33,547万円)の削減が図られた。	-
競争参加資格要件の緩和	継続	○	(本省) 令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で12件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約47.4%(約29,487万円)の削減が図られた。	-
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	-	-	-
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	○	(本省) 令和2年度に一者応札であった案件で、令和3年度上半期に複数者が入札した案件が9件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約53%(約26,779万円)の削減が図られた。 (地方支分部局等) 令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で11件、地方支分部局等で9件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約48.9%(約34,067万円)の削減が図られた。	-
提案書等の分量の適正化	継続	-	該当なし	-
仕様の明確化	継続	-	(本省及び地方支分部局等) 令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で7件、地方支分部局等で3件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して契約額が約19.7%(約4,095万円)の削減が図られた。	-
報告書等の積極的な開示	継続	○	(本省及び地方支分部局等) 令和2年度に一者応札であった案件であって令和3年度に複数者が入札に参加したものが本省で12件、地方支分部局等で4件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約53%(約28,744万円)の削減が図られた。	-
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・CIO補佐官からの助言の活用)	継続	-	-	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森嶋昭夫先生】 意見聴取日【令和4年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	○取組の効果が認められるが、応札者の傾向等を踏まえ一者応札になった個別の要因を分析し、それぞれの案件ごとに、契約前自己チェックプロセス等を通じて発注方式や仕様等の見直しを行っていく必要がある。	○業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、引き続き個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、契約前自己チェックシートにより、発注方式や仕様等の見直しを行っていく。

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生】 意見聴取日【令和4年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格の適切性について	○取組の効果は認められるが、一者応札となった案件について、競争参加資格が必要以上に競争参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。	○引き続き契約前自己チェックにおいて、業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限していないか競争参加資格の設定を確認する。